

業務委託仕様書（案）

1 委託業務名

食品中の放射性物質に関する情報発信事業

2 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

3 事業の目的

令和4年度に福島県が実施した「放射性物質検査結果の分析事業」の事業実施報告書(以下「報告書」という。)の内容をわかりやすく県内外の消費者に伝えるとともに、リスクコミュニケーションによる相互理解を図ることで、食品中の放射性物質に関する正しい理解につなげることを目的とする。

4 業務内容

(1) 消費者向け情報発信

福島県内外の大型商業施設や道の駅等多くの集客が見込める施設においてイベントブースを設置し、報告書の内容をわかりやすく消費者に発信すること。

ア 実施回数

(ア) 県内

浜通り、中通り、会津地域毎に1回、計3回以上開催すること。

なお、開催期間はそれぞれ1日間とする。

(イ) 県外

首都圏等の会場で1回以上開催すること。

なお、県外向けの情報発信については、原則として、福島県広報課が首都圏等の大型商業施設で開催する風評払拭・風化防止に向けたPRイベント「ふくしまフェスタ」への出展により実施することとし、参加申込等の事前調整は委託者（福島県食品生活衛生課）が行うものとする。「ふくしまフェスタ」は11月から2月に開催予定であり、日程が確定次第、受託者に通知する。

イ 広報物の作成

(ア) 配付用広報物

① チラシ

報告書の内容をわかりやすくまとめたチラシ(A4又はA3二つ折りサイズ、カラー)を作成し、2,000部印刷すること。

② ノベルティ

3の目的を踏まえ、来客者の本事業に対する関心を喚起するためのノベルティ(単価200円程度)を委託者と協議の上選定し、2,000セット作成すること。

(イ) 展示用広報物

報告書の内容をわかりやすくまとめ、ブース内で展示するためのパネルポスターを作成すること。

ウ ブースの設営及び撤去

(ア) ブースのサイズ

幅 2,700mm×奥行き 1,800mm 以上のサイズを基本とするが、スペースの確保が困難な場合は主催者又は出展会場の指示に従うこと。

(イ) 備品及び広報物の運搬

本事業の実施に必要な次の備品及び広報物を出展会場まで運搬し、ブースを設営すること。ただし、出展会場であらかじめ用意されている又は出展会場での使用が認められない備品等は除く。

- ①長机 (1,800mm×450mm) × 1
- ②椅子× 2
- ③ 4 の (1) のイの(イ)で作成したパネルポスター
- ④パネルポスターを展示するためのイーゼル等
- ⑤ 4 の (1) のイの(ア)で作成した配付用広報物

(ウ) ブースの撤去

主催者、出展会場又は委託者から指定された時間内にブースを撤去すること。

エ ブースの運営

(ア) 運営体制

報告書の内容を熟知するブース運営の責任者 1 名及び補助スタッフ 2 名の計 3 名を配置すること。

(イ) 展示用広報物の説明

来客者からの求めに応じて、パネルポスターを用いて報告書の内容を説明すること。

(ウ) 広報物の配付

チラシ及びノベルティを配付すること。

オ アンケートの実施及び分析

来客者を対象に食品中の放射性物質等に関するアンケート調査を実施し、その結果を集計・分析すること。

(2) リスクコミュニケーション

報告書の内容について、福島県内外の 20 名程度の集団を対象とした小規模なリスクコミュニケーションを開催すること。

ア 対象団体の募集・選定

福島県内及び県外の学校及び企業等を対象に、開催を希望する団体等を募集し、委託者及び開催日程を調整すること。

イ 開催方法

(ア) 形式

福島県内外の 20 名程度の集団を対象に、対面式で開催すること。

(イ) 場所

対象団体の要望に応じて調整すること。

ウ 開催回数

福島県内外で5回以上開催することとし、そのうち1回以上は県外の団体を対象とすること。

エ 運営体制

(ア) 学識経験者

委託者と協議の上、報告書の内容を専門とする学識経験者を講師として選定し、本事業の講師として参加いただくことを調整すること。なお、講師としての委嘱は委託者が行うものとし、講師に対する謝金及び旅費は委託者が県の定めに従い別途支給することとする。

(イ) ファシリテーター

本事業の趣旨を参加者に正しく伝えるとともに、円滑な進行及び議論を促し、意見の対立や摩擦が発生した場合は議論が停滞しないように調整するためのファシリテーターを1名配置すること。

(ウ) 会場スタッフ

会場の特性や参加者数に応じて、会場設営、受付、リスクコミュニケーションの円滑な進行及び会場撤去のために必要な数のスタッフを配置すること。

オ 開催内容

基本的なプログラムは下表のとおりとし、対象団体から個別の要望があった場合は、委託者と協議を行い、必要に応じて対応することとする。

なお、本事業はこれまでに福島県が実施してきた食品の放射性セシウムに関する検査の結果を解析することで、年次推移や品目毎の傾向等を明らかにし、県産食品に含まれる放射性物質に関する正確な情報を周知することを目的とするものであり、低線量被曝の人体への影響やいわゆる「ゼロリスク」に関する議論とは趣旨が異なることに留意すること。

内容	講師	時間
放射線及び放射性物質に関する基礎知識	学識経験者	30分
報告書の説明	福島県食品生活衛生課	20分
意見交換・アンケート調査等	-	30分

カ アンケートの実施及び分析

参加者を対象に食品中の放射性物質等に関するアンケート調査を実施し、その結果を集計・分析すること。

キ 動画コンテンツの作成

本事業の取組みを県内外に広く周知するため、実際に開催したリスクコミュニケーションの様態を撮影し、必要に応じて文字情報を付加するとともに、多言語化（英語を必須とし、中国語、韓国語等を想定）のための字幕処理などを編集した動画ファイルを作成すること。

5 事業の実施体制等

- (1) 事業全体の進捗状況を把握し調整を行う総括責任者1名に加え、業務毎の部門責任者を1名ずつ配置し、本事業の確実な実施と福島県との円滑な連携を図る体制を整備すること。
- (2) 受託者は、本事業の一部を再委託させる場合は、事前に書面にて報告し、福島県の承諾を得ることとする。

6 留意事項

- 円滑な事業実施のため、運営マニュアルを作成する他、委託者との必要な打合せを随時実施すること。
- 消費者向け情報発信及びリスクコミュニケーションの会場において、手指消毒液の設置など、基本的な感染防止対策を図ること
- 動画コンテンツ作成時において、会場参加者の肖像権等に配慮するとともに、動画の撮影及び公開について同意を得ること。

7 著作権

- (1) 成果品が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に規定する権利）を当該著作物の引渡し時に福島県に無償で譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、福島県及び福島県が指定する第三者に対し、成果品が著作物に該当する場合には、著作者人格権（同法第18条から第20条に規定する権利）を行使しないものとする。
- (3) 受託者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証するものとする。
- (4) 第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

8 成果品

(1) 実績報告書

以下の内容を記載した実績報告書を提出すること。

ア 消費者向け情報発信

- ・当日の様子がわかる写真
- ・来客者から質問やコメント等
- ・アンケートの集計・分析結果

イ リスクコミュニケーション

- ・当日の様子がわかる写真
- ・意見交換の内容
- ・アンケートの集計・分析結果

(2) 本業務により作成したデータ等

本業務において作成したチラシ及びパネルポスター、動画コンテンツ等の電子デ

一タを提出すること。

9 提出書類

- (1) 契約締結後に速やかに提出するもの
着手届（責任者・担当者一覧及び緊急時連絡体制を含む）
- (2) 業務終了後に速やかに提出するもの
完了届

10 その他

この仕様に定めのない事項については、福島県と受託者が協議して決定するものとする。